

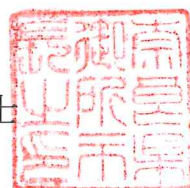


御所市告示第 94 号  
令和 8 年 6 月 2 日

公 示 送 達 書

下記の書類は、当市役所介護保険課介護保険係に保管してありますので、  
受領してください。

御所市長 山田 秀士



送達を受けるべき者	氏名	石田 利光
送達する書類名	納入通知書 還付通知書 還付請求書	

備考

介護保険法第143条の規定により準用する地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。